

議会運営委員会の概要

協議に先立ち、矢吹委員長から、高橋総務部次長が病気療養のため欠席する旨の届け出があったとの発言がなされた。

1 12月定例会提出案件の概要について

- ・総務部長から、資料「令和5年12月定例会提出案件（予定）」により、12月定例会に提出を予定している案件の概要について説明があり、了承された。

2 12月定例会の会期と日程（案）について

- ・議事調査課長から、資料「令和5年山形県議会12月定例会日程（案）」により説明があり、了承された。

3 12月定例会における代表質問、一般質問及び予算特別委員会質疑関係について

- ・議事調査課長から、資料「代表質問、一般質問及び予算特別委員会の質問・質疑者一覧表」により説明があり、発言通告及び質疑者に関する事務局への連絡は、12月5日（火）午後3時までとすることが了承された。

4 その他

（1）県議会ギャラリーへの展示について

- ・議事調査課長から、資料「県議会ギャラリーへの展示について」により説明があり、了承された。

（2）執行部からの報告事項について

① 県立病院職員の懲戒処分について

- ・病院事業管理者から、資料「県立病院職員の懲戒処分について」により報告があった。
【発言概要、質疑等】
（五十嵐委員）スマートフォンの遺失届を提出するため、警察に出向いたのは10月3日か。
⇒（病院事業管理者）10月3日である。
（五十嵐委員）逮捕されたわけではないのか。
⇒（病院事業管理者）逮捕はされていない。

(五十嵐委員) 規定等に照らして、懲戒免職処分になるのか。

⇒ (病院事業管理者) 私どもの基準で、酒気帯び運転は原則懲戒免職処分としている。

(五十嵐委員) 医療従事者は、アルコールの解毒のために要する時間を知っていなければならない。500ミリリットルのビールを1本飲めば、アルコールが分解されるのに3時間掛かる。3本飲めば9時間。深夜まで飲酒をすれば、当然、朝はまだアルコールが残っている。組織としての、安全運転管理のあり方を聞きたい。

⇒ (病院事業管理者) 飲酒運転撲滅のための研修を行っているほか、発言の機会があれば、職員に対し伝わるように話をしている。委員の発言を踏まえ、何ができるかを含めしっかり検討してまいりたい。

(加賀委員) 簡単に持ち運べるアルコールチェッカーがある。アルコールの解毒に要する時間は、人によって異なると聞く。運転前にチェックすることも、今後の対応として必要なのではないか。病院事業局だけではなく、県職員全体としての対応状況はどうか。

⇒ (総務部長) 令和4年10月に、運転者の酒気帯び確認が義務化された。それ以降、運転者に対し、アルコール検知器を用い、酒気帯びの有無の確認を行っている。例えば共用車の場合、管財課に車の鍵を取りに行った際、管財課内でアルコール検知器による酒気帯びの有無の確認を行っている。今回酒気帯び事案が発生したため、改めて周知してまいりたい。

(加賀委員) そういった部分も充実していくことが必要だと考える。コロナが明けて初めての忘年会シーズンである。人事管理の中で、様々な検討を行い、対応する必要があると考える。

(3) その他

【発言概要、質疑等】

(吉村副委員長) インフルエンザが猛威を振るっている。山形市の場合、小児科が、朝の段階でいっぱいなため受診できないケースが出ている。まだ県全体では警報になっていないが、直近の状況と今後の見通しを聞きたい。

⇒ (総務部長) 全国的に流行している。県内の数値は、先週22日(水)に公表した1定点当たりのインフルエンザ感染者数は28.77人で、13週連続の増となった。山形市、村山地域、置賜地域では、1定点当たり30人を超えており、警報レベルとなっている。こうした状況を踏まえ、先週22日(水)の知事記者会見において、県民の皆さまへ、知事から注意喚起、呼びかけを行った。

(吉村副委員長) まだ12月で、これから増えることが見込まれる。タミフル等の薬が間に合うか、また、受診できない子どもたちがいることは心配である。所管は違うが、健康福祉部に、しっかりした対応について伝えて欲しい。

⇒ (総務部長) 所管の健康福祉部に伝える。

(加賀委員) クマの関係。エサが無いと冬眠が遅くなり、冬眠しないクマもいるのではないかと懸念される。県も市町村と連携して防災行政無線等で注意喚起を行っているが、冬眠が明けた来春、すぐにエサがあるわけではない。クマについて、部局横断的に何らかの対応を行っているか。

⇒ (総務部長) 所管は環境エネルギー部になる。課長クラスで構成する対策会議を立ち上げており、環境エネルギー部を主体に、対策の検討や意見交換を行っている。委員からあった話の内容は、環境エネルギー部に伝える。

(加賀委員) 来春のこともしっかりと検討するよう伝えてもらいたい。

(五十嵐委員) インフルエンザについて、県職員はどの程度、ワクチンを接種しているのか。

⇒ (総務部長) 統計はとっていない。コロナワクチンと異なり、各職員の判断に委ね、

特に推奨も行ってない。

(五十嵐委員) 県民に対し接種をお願いする立場であり、接種しておくべきではないか。

⇒ (総務部長) 接種状況を確認するかどうかを含め、検討したい。

5 次回議運開催日時

- ・ 12月4日(月) 午前10時と決定した。

議 会 運 営 委 員 会 協 議 事 項

令和5年11月27日（月）

午前 10 時

- 1 12月定例会提出案件の概要について
- 2 12月定例会の会期と日程（案）について
- 3 12月定例会における代表質問、一般質問及び予算特別委員会質疑関係について
- 4 その他
- 5 次回議運開催日時
12月4日（月）午前10時

(令和5年11月27日議会運営委員会資料)

令和5年12月定例会提出案件（予定）

1	予 算 案 件	10件
	うち一般会計補正予算 補正総額	949百万円
	補正後累計	698,365百万円
2	条 例 案 件	9件
3	費 用 負 担 案 件	4件
4	契 約 案 件	1件
5	財 産 取 得 案 件	1件
6	そ の 他 案 件	3件
7	指定管理者の指定案件	7件
8	人 事 案 件	1件
	合 計	36件

令和五年山形県議会十二月定例会日程（案）

十八日間

二十一日	二十	十九	十八	十七	十六	十五	十四	十三	十二	十一	十	九	八	七	六	五	十二・四	月 日			
木	水	火	月	日	土	金	木	水	火	月	日	土	金	木	水	火	月	曜			
各常任委員長報告、採決、閉会	休 会	休 会			休 会	予算特別委員長報告 議案・請願各常任委員会付託		休 会	休 会	休 会	休 会（議案調査）	休 会		質 疑 及 び 一 般 質 問	質 疑 及 び 一 般 質 問 （ 代 表 質 問 ）	休 会 （ 協 議 調 整 ）	休 会 （ 議 案 調 査 ）	開 会 、 議 案 及 び 決 算 上 程 決 算 特 別 委 員 長 報 告 、 採 決 議 案 上 程 、 知 事 説 明	本 会 議 		
午前 十時	午前 十時	午前 十時				本 会 議 終 了 後	午 前 十 時	午 前 十 時	午 前 十 時	午 前 十 時						午 前 十 時		本 会 議 終 了 後	午 前 十 時	時 刻	委 員 会 等
議 運	生 産 性 向 上 対 策 ・ 生 涯 活 躍 支 援 策 ・ 子 育 て 支 援 策 ・ 防 災 減 災 ・ 持 続 可 能 な 地 域 づ く り 対 策	建 設	商 工 労 働 観 光	農 林 水 産	厚 生 環 境	文 教 公 安	総 務	各 常 任 委 員 会 に お け る 意 見 調 整	議 運	予 算	予 算	予 算				議 運		議 案 説 明 会	議 運	内 容	委 員 会 等
議 運 委 員 会 室	第 二 委 員 会 室	第 六 委 員 会 室	第 一 委 員 会 室	第 三 委 員 会 室	第 四 委 員 会 室	第 五 委 員 会 室	第 六 委 員 会 室	第 二 委 員 会 室	第 一 委 員 会 室							議 運 委 員 会 室		予 算 委 員 会 室	議 運 委 員 会 室	会 場	

代表質問、一般質問及び予算特別委員会の質問・質疑者一覧表

(令和5年12月定例会)

代表質問

月 日	質 問 者	質問時間 (答弁含み)
12月7日(木)	(自由民主党) 議員	80分以内
	(県政クラブ) 議員	60分以内

一般質問

月 日	質 問 者	質問時間 (答弁含み)
12月8日(金)	(自由民主党) 議員	60分以内
	(県政クラブ) 議員	60分以内
	(自由民主党) 議員	60分以内

予算特別委員会質疑

月 日	質 疑 者	質疑時間 (答弁含み)
12月12日(火)	(自由民主党) 委員	60分以内
	(県政クラブ) 委員	60分以内
	(自由民主党) 委員	60分以内
12月13日(水)	(自由民主党) 委員	60分以内
	(日本共産党山形県議団) 委員	60分以内
	(自由民主党) 委員	60分以内
12月14日(木)	(県政クラブ) 委員	60分以内
	(自由民主党) 委員	60分以内

【発言通告及び質疑者連絡日】 12月5日(火) 午後3時

県議会ギャラリーへの展示について

1 展示期間

令和5年12月4日（月）～21日（木）（土日を除く。）

2 展示場所

議会棟1階ロビー

3 展示者

山形県（健康福祉部）

4 展示内容

「ラッピングバスのデザインになる！やまがたのくだもの絵画コンクール」入賞作品

令和5年11月27日
病院事業局

県立病院職員の懲戒処分について

1 酒気帯び運転事案に係る処分

(1) 被処分者及び処分内容

新庄病院 一般級看護職員（20歳代・女性） 懲戒免職

(2) 処分年月日

令和5年11月13日（月）

(3) 事案の概要

令和5年10月2日（月）午後8時頃から翌10月3日（火）の午前0時過ぎにかけ、新庄市内において職場の同僚と飲酒し、同日午前7時頃、紛失した自身のスマートフォンの遺失届を提出するため、自家用車で新庄警察署に出向いたところ、警察官に酒のにおいを指摘され、アルコール検査を行った結果、酒気帯び運転の疑いにより事情聴取を受け、運転免許取消の行政処分及び罰金の司法処分を受けた。

(4) その他

被処分者の管理監督者である3名の職員に対しても、同日付けで嚴重注意処分を行った。

2 当該処分を踏まえた対応

- 病院事業局の各所属長に対し、処分日と同日の11月13日（月）、飲酒運転撲滅等に向けた取組みの徹底を図るよう、依命通知を発出した。
- 今後はこのような事案が発生しないよう、病院事業局の職員一人ひとりが法令を遵守することを徹底し、全力で再発防止に取り組む。

以上